

さいたま市告示第1374号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の規定により認可をした「地縁による団体」については、告示した事項に変更があった旨の届出がされたので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

令和7年8月22日

さいたま市長 清水 勇 人

1 名称

内野本郷共栄自治会

2 変更した事項

（1）主たる事務所 さいたま市西区内野本郷 696-25

（2）代表者の氏名及び住所 馬場 俊文 さいたま市西区内野本郷 696-25

3 変更年月日

令和7年4月1日

4 連絡先

（1）担当 さいたま市西区役所区民生活部コミュニティ課地域活動係

（2）電話 048（620）2621